

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

平成30年8月31日

釧路市議会議員 渡辺慶蔵 様

会派名 日本共産党 議員団

代表者名 松永俊雄



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受命者	工藤 正亮
出張先	鹿児島県 鹿児島市
期間	平成30年8月23日 ~ 平成30年8月26日 (4日間)
用務	第10回生活保障問題議員研修会
調査(研修)結果等の概要	別紙a通り
備考	

注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書(原本)とともに会派で保管すること。

2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

〈報告書 別紙〉

第 10 回生活保護問題議員研修会 に参加して

日本共産党議員団 工藤 正志

8月24日から25日に鹿児島市で行われた 第10回生活保護問題議員研修会（生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会共催）に参加しましたので、詳細を報告いたします。

第一日目（24日）の午後13時から開会挨拶・基調講演が始まり、「生活保護基準の度重なる引き下げと、あるべき生活保護制度」と題して、全国公的扶助研究会会長・花園大学教授の富永純さんの講義でした。

2013年からの生活保護基準の引き下げに続き、2018年10月から更なる引き下げが予定されており、このままでは国家が国民に対して保障する最低限度の生活の底抜けが危惧される。貧困線が下がり、貧困率は上昇している。子どもの貧困対策が大きく取り上げられているが、国の施策は子どもの貧困対策に逆行しているものが多い。保護世帯の大学進学をもっと支援する必要がある、生活保護世帯の子どもが大学に進学しても、世帯分離せずに保護を継続すべきではないか。生活保護向上への取り組みとして、国会で野党統一法案で、子どもの生活底上げ法案が提出されたことや「健康で文化的な最低限度の生活」のコミックが50万部売れて、7月17日から生活保護の関するこのドラマが放映されていることが紹介されました。

この日の午後の講演1は、「地域の居住支援ネットワークの構築に向けて～新たな住宅セーフティーネットの制度活用を」と題して、NPO法人ほうぼくの奥田知志さんと立教大学大学院特任准教授の稲葉剛さんの講義でした。

奥田さんは、2017年10月に住宅セーフティーネット法が改正され、新たな住宅セーフティーネット制度が始まり、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度 ②専用住宅の改修・入居への経済的支援 ③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援をうたっています。私は大変よい制度であると思いましたので、釧路市でどのようなことが取り組まれているのか、実施されていないかどう取り組むか考える必要があると思いました。

稲葉さんの講義は、高齢者・障がい者への入居差別が現実にあるなかで、札幌市で今年1月に起きた自立支援住宅の火災をきっかけに、こういった悲劇を繰り返さないために、受け皿づくりを民間任せにしない、公営住宅の拡充、養護老人ホーム・特別養護老人ホームなど介護施設の整備、民間への受け皿への補助金等への支援や貧困ビジネスへの規制強化の必要性を述べられました。

午後の講演2は、「取材現場から見えた貧困」として元・毎日新聞記者の西田真季子さんの講義で、西田さんは多様な取材現場を通して、ご自身が感じた現状を報告されました。

第二日目(25日)は、午前の講義で6つの分科会に分かれて、私は第6分科会の「多様な課題を抱える方々への支援」で、横浜市旭福祉保健センターの横山秀昭さんをメインに、分科会のねらい・精神障がい理解・精神障がい基礎知識・依存症からの回復支援・精神障がい者が在宅生活を送るための福祉系サービスについてそれぞれお話がありました。

ホームヘルパーについては、家事全般を一緒にしてくれて、買い物などの同行や通院の付き添いもしてくれるなど積極的な活用を示されました。また自分の金銭や財産管理をしてくれる制度に、日常生活自立支援事業が、社会福祉協議会にあり、利用する価値があるということ。また統合失調症やうつ病、ギャンブル依存症についても詳しく学びました。

午後からの講演3は、テレビの「報道ステーション」で以前コメンテーターをつとめていた首都大学東京大学院教授の木村草太さんの講話でした。先生は憲法における生存権について語られ、この憲法25条の生存権を保障するために作った法律が「生活保護法」だと話され、学術的にていねいに憲法について語られました。先生は、「生活扶助基準」切り下げの算定根拠に疑義があるとして、今回の切り下げにあたり、「収入下位10%の一般世帯(生活保護を受けていない世帯の下位10%という意味)」の消費支出を加味することとしているが、「収入下位10%の一般世帯」には生活保護を受給する資格があるのに、受給できていない世帯がかなり含まれているにもかかわらず、生活扶助基準を「収入下位10%の一般世帯に合わせたら、基準額は際限なく低下してしまうことを警告されました。生活保護は、生活困窮者の最後のとりでであり、憲法が保障する権利であることを改めて考えてほしいと訴えられました。

さいごのまとめとして、弁護士で生活保護問題対策全国会議代表幹事の尾堂廣喜さんが講演し、憲法25条で掲げた生存権を保障するため、生活保護法の名称を「生活保障法」に変えるなどの法改正を提起されました。また年金など社会保障制度の後退や労働環境の悪化で貧困がすすみ、餓死者が後を絶たない実態を紹介され、この中で保護制度は、補足率が2割程度で十分に機能が果たされていないことをあげて「もっと利用しやすくしなければ、餓死や経済的困難を理由とする心中が根絶できない」と法改正の必要性を語りました。

以上

“敬天愛人”のまち 鹿児島から生活保護を考える 今こそ問われる、地方行政のあり方

例年、ご好評いただいている地方議員の皆さまを対象とする生活保護制度に関する研修会を今年も開催いたします。
各分野の専門家を講師として迎え、地方行政に何かできるのかを考えます。
是非、多数ご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

※「敬天愛人(天を敬い、人を愛する)」とは、西郷隆盛が好んで使い、よく揮毫した言葉。



写真提供：公益社団法人 鹿児島県観光連盟

8月24日(金)～25日(土) 鹿児島県市町村自治会館

1日目

8月24日(金)
(12:00 受付)

13:00	開会挨拶・基調報告	生活保護基準の度重なる引下げとあるべき生活保護制度
14:00	講演 1	地域の居住支援ネットワークの構築に向けて～新たな住宅セーフティネット制度の活用を～
15:45	講演 2	取材現場から見た“貧困”
17:10	特別報告 1	地元からの報告 ～『身寄り』問題の解決に挑む～
18:00	交流会(自由参加)	19:00 終了

2日目

8月25日(土)
(9:00 受付)

9:15	第1分科会	生活保護なんでもQ&A
9:15	第2分科会	生活困窮者自立支援制度を有効に機能させるために
9:15	第3分科会	地方都市から子どもの貧困をなくす
9:15	第4分科会	実践!居住支援～各地の居住支援協議会、民間団体の取組み～
9:15	第5分科会	生活を困難にする滞納処分の問題点
9:15	第6分科会	多様な課題を抱える方々への支援
12:45	講演 3	生存権はなぜ生まれ、何を保障しているのか
14:05	特別報告 2	私のまちの生活保護 ～議員としてのチェックポイント～
14:35	まとめ	あるべき生活保護法改革とは何か

今こそ問われる、地方行政のあり方

1日目 8月24日(金) (12:00 受付)

13:00~
基調報告

生活保護基準の度重なる引下げとあるべき生活保護制度

市民生活の「岩盤」である生活保護基準額は、低きに合わせる手法によって、2013年からの引下げに続き2018年10月から更なる引下げが予定され、このままではナショナルミニマムの底抜けが危惧されます。引下げの意味とあるべき生活保護制度について、裁判事例や諸外国との比較等も踏まえて考えます。(国家が国民に対して保障する生活の最低限度のこと)

講師：吉永 純さん 全国公的扶助研究会会長・花園大学教授。福祉事務所20年、生活保護ワーカー12年の経験を生かして、貧困問題、生活保護等を研究。著書に『生活保護「改革」と生存権の保障』(2015年)、編著に『生活保護手帳の読み方、使い方』(2017年)いずれも明石書店など。

14:00~
講演1

地域の居住支援ネットワークの構築に向けて～新たな住宅セーフティネット制度の活用を～

超高齢化社会の到来、血縁・地縁の希薄化、『身寄り』がなく社会的に孤立した方の増加等、住宅の確保に配慮を要する方々に対する支援の必要性が高まっています。2017年10月、住宅セーフティネット法が改正され、国交省と厚労省が協力して「新たな住宅セーフティネット制度」が始まりました。地域における「居住支援ネットワーク」を構築するために、新制度をいかに活用すべきか。地域での実践者を迎えてともに考えます。

講師：奥田 知志さん NPO法人抱撲理事長。東八幡キリスト教会牧師。1990年より北九州越冬実行委員会に参加。事務局長、代表を経て2000年、同団体がNPO法人北九州ホームレス支援機構となり、理事長就任。2014年抱撲に改称。2007年NPO法人ホームレス支援全国ネット発足、理事長就任。著書(共著)に「ホームレス自立支援—NPO・市民・行政協働による「ホームの回復」」(明石書店)、『生活困窮者への伴走型支援』(同前)ほか

講師：稲葉 剛さん 一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事。立教大学大学院特任准教授。住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人。著書に『ハウジングファースト』(共編著、山吹書店)、『生活保護から考える』(岩波新書)、『貧困の現場から社会を変える』(堀之内出版)など。

講師：芝田 淳さん NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長。司法書士。2004年ホームレス支援活動を始め、その後、居住支援や連帯保証を行うNPO、生活困窮者自立支援事業を行う一般社団法人等を展開。2017年、居住支援全国ネットワークの事務局長に就任。やどかりサポート鹿児島は鹿児島県第1号の居住支援法人に指定された。

15:45~
講演2

取材現場から見た“貧困”

2度目の大幅な生活保護基準切り下げが間近となっています。生活保護利用者の現状と支援にあたるケースワーカー、利用者以外の声など多様な取材現場からみえてきた現状を報告します。また、保護に至るまでの貧困の連鎖や雇用、住宅の問題などについてもお話しします。

講師：西田 真季子さん 毎日新聞生活報道部元記者。2008年毎日新聞入社。09年、さいたま支局(埼玉県)で生活保護世帯への学習支援を取材してから、貧困問題、生活保護、労働をテーマとしている。小田原市の生活保護CWジャンパー問題や保護基準切り下げも取材した。

17:10~
特別
報告1

地元からの報告 ～『身寄り』問題の解決に挑む～

「家族がいるのがあたり前」を前提にでき上っている社会。そのために『身寄り』のない方が排除され差別されています。鹿児島では、こうした『身寄り』問題に当事者、支援者、事業者がそれぞれの立場から挑む取り組みが始まっています。生存権裁判の原告らもこの取り組みに参加。鹿児島の実践を当事者の声を中心に報告します。

17:40
18:00-19:00 交流会(自由参加)(FB配信)

2日目 8月25日(土) (9:00 受付)

9:15~ 第1分科会

生活保護なんでもQ&A

生活保護相談でよく問題になる点、各自治体の生活保護行政が正しく運用されているのかのチェックポイントについて、「歩く生活保護手帳」と呼ばれ、あるべき実務運用を知り尽くした鉄壁コンビが解説します。当日は質問の時間を設け議員の皆さんの悩みや質問にも即座に回答。市民の方々から受ける生活保護の相談、議会での質問に役立ちます。

講師：鷲本 郁さん 阪神・淡路大震災の支援活動の中で生まれた「神戸の冬を支える会」(ホームレスの方や生活に困った方への支援)や「N GO神戸外国人救援ネット」(ニューカマー外国人支援)の立ち上げに関わり、以後、相談支援活動にたずさわる。元神戸市職員。社会福祉士。

講師：田川 英信さん 社会福祉士。世田谷区でケースワーカー、保護係長を15年間経験。共著に「子どもの貧困ハンドブック」、「生活保護なんでも」ジャンパー事件から考える」、「Q&A生活保護手帳の読み方・使い方」等。生活保護問題対策全国会議事務局次長、全国公的扶助研究会運営委員。

講師：森 弘典さん 弁護士。1999年弁護士登録。司法修習中に、野宿労働者の生活保護適用等が問題となった林訴訟に関わる。2002年、愛知県弁護士会の人権擁護委員会に生活保護問題チームを立ち上げ、2003年以降、吹き出しの場で野宿者総合法律相談を企画し実施。2010年から日弁連貧困問題対策本部セーフティネット部会で活動。

9:15~ 第2分科会

生活困窮者自立支援制度を有効に機能させるために

生活困窮者自立支援制度が開始され3年が経過しました。この間、全国で先進的な取り組みが進むと同時に様々な課題も表面化しています。現場での創意工夫による実践をもとに本制度が期待されている困窮者支援における意義や役割について検討します。

講師：丸野 光俊さん 社会福祉法人始良市社会福祉協議会 地域在宅福祉課 地域福祉係長。大学卒業後、1年半のニート期間を経て、始良市社会福祉協議会へ入職。現在は始良市自立支援センターにて生活困窮者自立支援事業を担当している。

講師：藤原 奈美さん 大隅くらし・しごとサポートセンター センター長。精神科病院、ホームレス支援団体・居住支援団体等で生活困窮者等の相談支援を経験し、現在は大隅くらし・しごとサポートセンターのセンター長兼主任相談支援員として従事している。

講師：仲野 浩司郎さん 社会福祉士。全国公的扶助研究会運営委員。平成21年に社会福祉専門職として羽曳野市に入庁。生活保護CWを経験し、現在は生活困窮者自立支援制度を担当。生活保護制度と積極的に連携しながら困窮者の支援を行っている。

敬天愛人のまち「鹿児島」から生活保護を考える

9:15～ 第3分科会 地方都市から子どもの貧困をなくす

「子どもの貧困」は今や重要な社会問題として認識されるようになりました。しかし、子どもの貧困の「存在を認識すること」と「その内容を知ること」は全く別です。本分科会では、「子どもの貧困」が何を意味しているのかを理解し、さらに現在の取組の意義と課題を明らかにしていきます。

講師：志賀 信夫さん 長崎短期大学講師、NPO法人「結い」理事。日向市子ども未来応援協議会委員（副会長）。博士（社会学）。専門は貧困理論、社会政策。著書として単著『貧困理論の再検討』（2016年、法律文化社）、編著『地方都市から子どもの貧困をなくす』（2016年、旬報社）など。

講師：坂本 毅啓さん 北九州市立大学地域創生学群准教授。NPO法人「結い」理事。日向市子ども未来応援協議会委員。社会福祉士。子どもの貧困に関する実態調査、学習支援や子ども食堂の事業評価に関わる。近著として共著『雇用創出と地域』（2017年、大学教育出版）など。

9:15～ 第4分科会 実践！居住支援～各地の居住支援協議会、民間団体の取組み～

新たな住宅セーフティネット制度が始動する中、地域の居住支援ネットワークの構築はどこまで進んでいるのか？先進的な取組みを実践している福岡市居住支援協議会の事例を紹介するとともに、東京・鹿児島等各地の実践を紹介し、居住支援のあり方をともに考えます。

講師：稲葉 剛さん 講演1参照
講師：芝田 淳さん 講演1参照

講師：栗田 将行さん 福岡市社会福祉協議会 地域福祉課事業開発係長。行政書士、社会福祉士。飯塚市社会福祉協議会で権利擁護センターを立ち上げた後、福岡市社会福祉協議会にて死後事務事業「ずーっとあんしん安らか事業」や、民間賃貸住宅への入居支援事業「住まいサポートふくおか」を担当している。

9:15～ 第5分科会 生活を困難にする滞納処分の問題点

第一部は、前橋市に代表される、強権的な地方徴収行政の現状を踏まえ、住民に身近な地方議員として、滞納問題の相談を受けた場合の対応を、国税徴収法の概略及び裁判例などで説明します。第二部では、地方財政の立場から強圧的な滞納処分の非合理性を明らかにして、野洲市に見られる先進的で効率的な徴収行政を紹介します。

講師：角谷 啓一さん 税理士（東京税理士会所属）、滞納処分対策全国会議代表、滞納相談センター代表。国税の職場を定年退職（2003年）するまで40年余、滞納整理事務に従事。並行して、全国税組台員として、組合分裂攻撃と闘いながら定年まで活動。2004年以降は、税理士業務のかたわら、納税者の視点に立った徴収実務の研究・相談活動に従事。書籍「差押え：滞納処分の対処法」を共同執筆。

講師：柴田 武男さん 聖学院大学政治経済学部教授、滞納処分対策全国会議副代表。1952年東京生まれ。東京大学大学院経済学研究科第二種博士課程満期退学。財団法人日本証券経済研究所主任研究員を経て、聖学院大学政治経済学科教授。2018年3月定年退職。現在、同大学講師。

9:15～ 第6分科会 多様な課題を抱える方々への支援

高齢、障がい、非正規労働、ひとり親などの生活上の課題を抱え貧困に陥りやすい人々が増加する中、生きづらさからアルコールやギャンブルなどの依存に陥る方や、精神的な不具合を起こして孤立し援助を拒む方も少なくありません。複合的な課題を抱える世帯も多く、行政の相談窓口や地域の相談機関では、対応しにくい事例も増えています。制度のはざまから落ちこぼれないような相談援助のあり方を参加者の皆さんとともに考えます。

講師：横山 秀昭さん 横浜市旭福祉保健センターソーシャルワーカー・全国公的扶助研究会事務局局長。精神障害者福祉と社会福祉職の人材育成を専門としています。

講師：谷口 伊三美さん 33年にわたり、行政の現場で生活保護や生活困窮者支援に携わり、困難な状況を生きている人たちの支援を続ける。また、日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会副会長として、アルコールや薬物などアディクション問題全般に取り組んでいる。

講師：南川 久美子さん 社会福祉法人ジェイエイみえ会「ふれあいの家」施設長。基幹相談支援センターにて困難な事例や障がい者虐待の対応に従事している。精神保健福祉士・認定社会福祉士としてソーシャルワーカーの人材育成を担っている。

生存権はなぜ生まれ、何を保障しているのか

憲法25条が保障する「生存権」。生活保護はその「岩盤」ともいえる大切な制度のはずなのに、この間、心ないバッシングや相次ぐ基準の引き下げが続いています。この状況をどのように考えるべきか？気鋭の憲法学者が、「そもそも論」から説きおこします。

講師：木村 草太さん 首都大学東京大学院教授。1980年生まれ。東京大学法学部卒。同助手を経て、現職。テレビ朝日系列「報道ステーション」のコメントータなど、メディア出演も多数。著書に『憲法という希望』（講談社現代新書）『憲法の新手法』（沖縄タイムス出版）など。



12:45～
講演 3

私のまちの生活保護～議員としてのチェックポイント～

生活保護法や実施要領に基づいて実施される保護制度。しかし、いわゆる水際作戦や、違法・不適切な運用による人権侵害が後を絶ちません。ホームページや「保護のしおり」は適切で分かりやすいか、専門性のある職員の配置はできているか等、各地で進んでいる「私のまちの生活保護」の見直し運動の意義を説明します。

講師：田川 英信さん 第1分科会参照

あるべき生活保護法改革とは何か

今、生活保護基準の額引き下げだけではなく、法63条による費用返還債権回収の強化、後発医薬品使用の原則化などの法「改正」が提案されています。しかし、生存権を支え、権利として利用しやすい制度とするためにどのような法改正があるべきなのか、その構想と運動を提案します。

講師：尾藤 廣喜さん 弁護士。生活保護問題対策全国会議代表幹事。70年、厚生省入省。75年、京都弁護士会に弁護士登録後、数々の生活保護裁判を勝利に導いてきた。日弁連・貧困問題対策本部副本部長。著書に「生存権」「生活保護『改革』ここが焦点だ！」（共著）など。

14:05～
特別
報告 2

14:35～
まとめ

参加者の声

- 多様な講師を選ばれ、大変実りある研修会でした。次回も絶対参加希望します。 ●毎年、来たい！
- 会派として毎回参加しています。他の皆さんも毎回見えにくいものに気づかされるとの感想です。

研修会タイムテーブル・会場情報

1日目 8月24日(金)

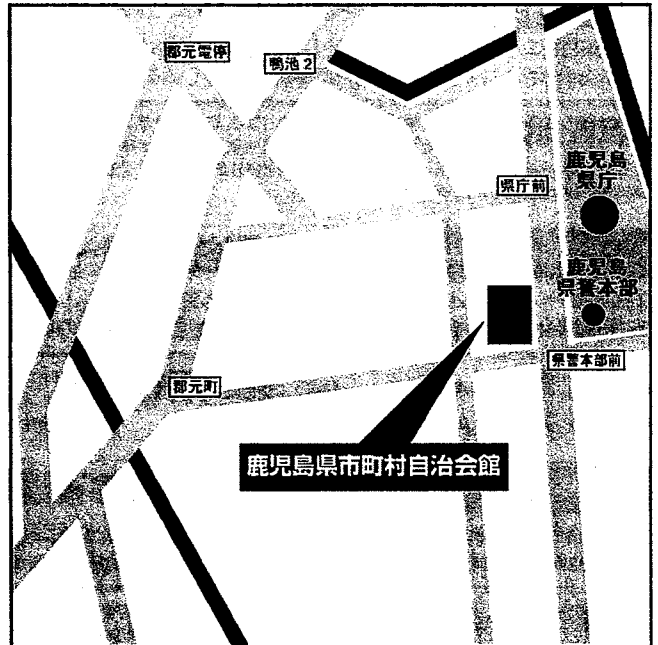
13:00	14:00	15:45	17:10	18:00	19:00
開基 会挨拶	基調 報告	講演 1	講演 2	特別 報告 1	交流会

2日目 8月25日(土)

9:15	11:45	12:45	14:05	14:35	15:00
分科会 (1~5)	昼食	講演 3	特別 報告 2	まとめ	

場所：鹿児島県市町村自治会館

〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-7-4
 〈鹿児島空港から〉●リムジンバス「鴨池港行き」で「県庁前」で下車するのが便利ですが、1時間に1本程度です●または、リムジンバスで「鹿児島中央駅」で下車し、下記のバスにてお越しください
 〈鹿児島中央駅から約20分〉市営バス9・16・20・27番線「県庁前」バス停下車市営バス11番線「県庁西」バス停下車、鹿児島交通 32 番線「県庁前」バス停下車



<http://j-kaikan.net/access>

参加のお申し込み

- 定員 300名(請求書を送付し、ご送金の順にお席を確保し領収書をお送りいたします。)
- 参加費 1万5,000円 **キャンセル料=8月1日以降 1万円 8月10日以降 1万5,000円**
- お弁当 900円(2日目昼食、8月15日以降のキャンセルはご遠慮ください)
- 交流会 1日目 8月24日(金) 午後6時から、研修会場で交流会を行います。参加費 1,000円(軽食・ソフトドリンク付き)

■問合せ先・参加申込先(宿泊先の手配も承ります)

(株)国際ツアーリスト・ビューロー

TEL.(078)351-2110 FAX.(078)351-2140 E-mail▶ktb-info@jupiter.ocn.ne.jp 担当者 大村・倉長

第10回 生活保護問題議員研修会参加申込書

氏名(フリガナ) _____	所属等 ()党・無所属 都道府県 市区町村 現在()期目
性別 男・女	
領収書宛名表記 □研修参加費と弁当・交流会費に領収証を分けて欲しい	1日目の交流会 <input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない 2日目の昼食 <input type="checkbox"/> 弁当を注文する <input type="checkbox"/> 弁当を注文しない 希望分科会 <input type="checkbox"/> 第1 <input type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> 第4 <input type="checkbox"/> 第5 <input type="checkbox"/> 第6
請求書の送付先 〒 _____	参加費 円 1日目交流会 円 2日目昼食 円 送金額合計 円
TEL. _____ FAX. _____	宿泊先の手配 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない *希望の方は別途申込書をお送りします

通信欄(事務局へのご要望等ありましたらご記入ください)